

粒子線治療に必要な専門人材

必要人材：有資格者+粒子線治療特有の専門性 → 既存施設を活用したOJTによる研修

放射線腫瘍医
13名/施設

- (1) 診断
- (2) 治療方針の決定
- (3) インフォームド・コンセント
- (4) 経過観察
- (5) 治療効果・有害事象の判定

医学物理士
3名/施設

- (1) 治療計画
- (2) 補償フィルタ製作・監理
- (3) 線量測定
- (4) 照射機器等の品質管理
- (5) 照射機器等の研究開発

安全で治療効果の高い粒子線治療



診療放射線技師
10名/施設

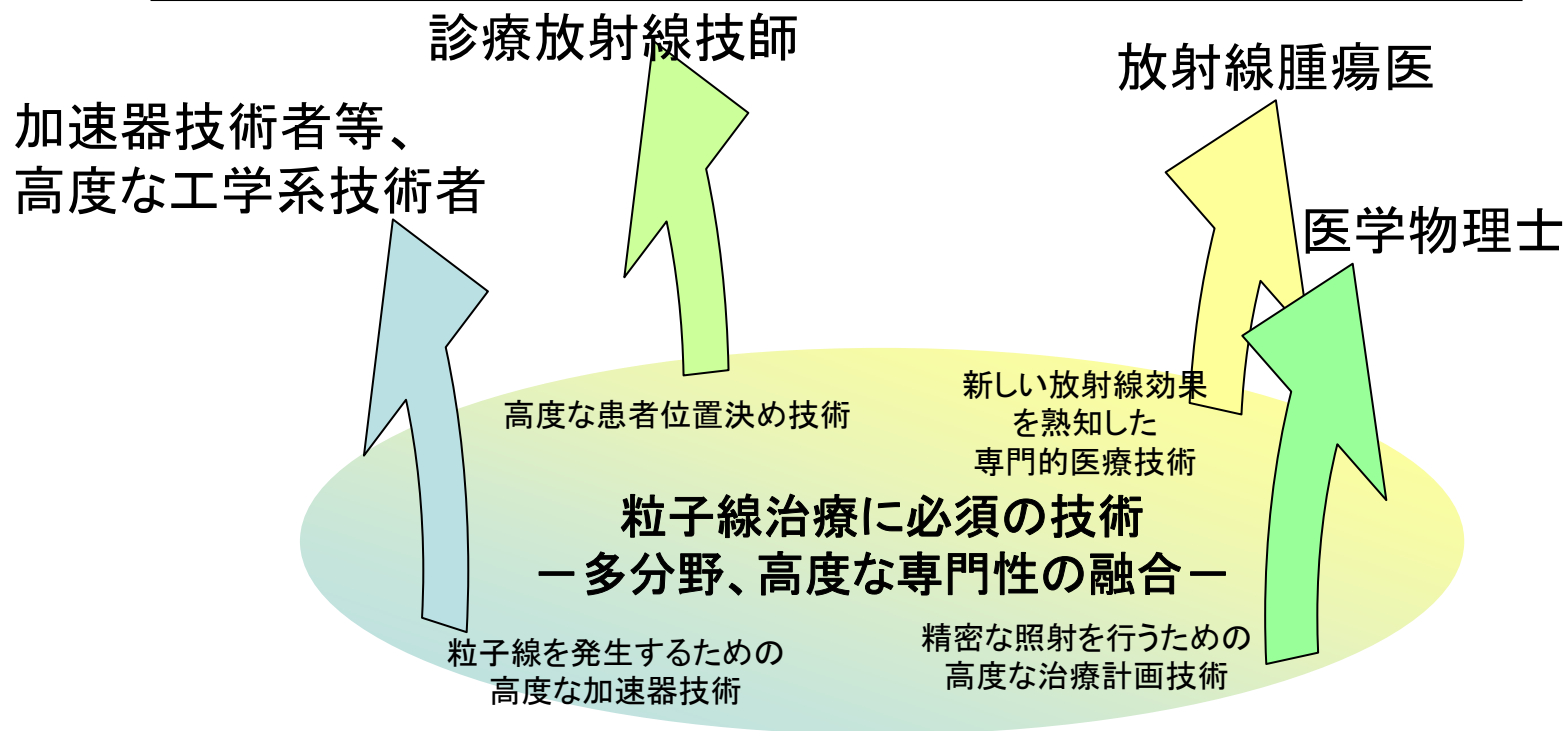
- (1) 固定具作成
- (2) CT撮影
- (3) 患者位置決め
- (4) 照射

加速器技術者等
4名/施設

- (1) 加速器の運転
- (2) 加速器の保守・管理
- (3) 放射線防護
- (4) 加速器等の研究開発

粒子線治療に必要な人材とその育成方策

必要人材 ～有資格者に、粒子線治療特有の専門性を付与～

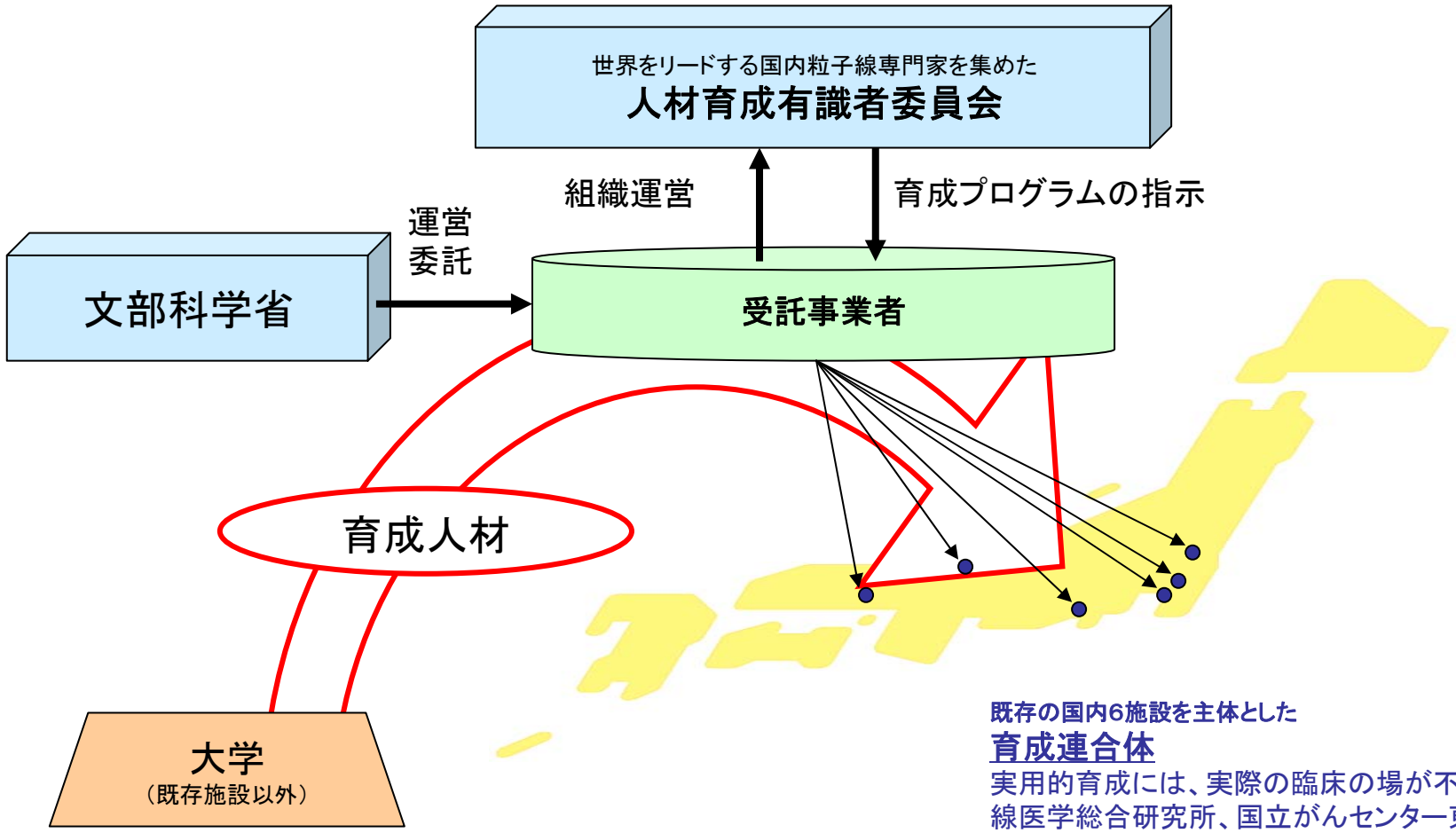


育成方策

- 医師、博士号取得者等、一定のレベル以上の能力を有する高等教育終了後の者が対象。
- 臨床現場での実習を重視、必要事項を絞り込み実用的なカリキュラムの策定。
- 放射線治療未経験者の本分野への入門から、粒子線治療を主導する中堅クラスの育成まで、様々な対象者に、既存施設を活用しつつ段階に応じた初歩から長期OJT研修まで適切な育成を行う。
- 大学院制度の活用や、COEプログラムとの連携を図る。

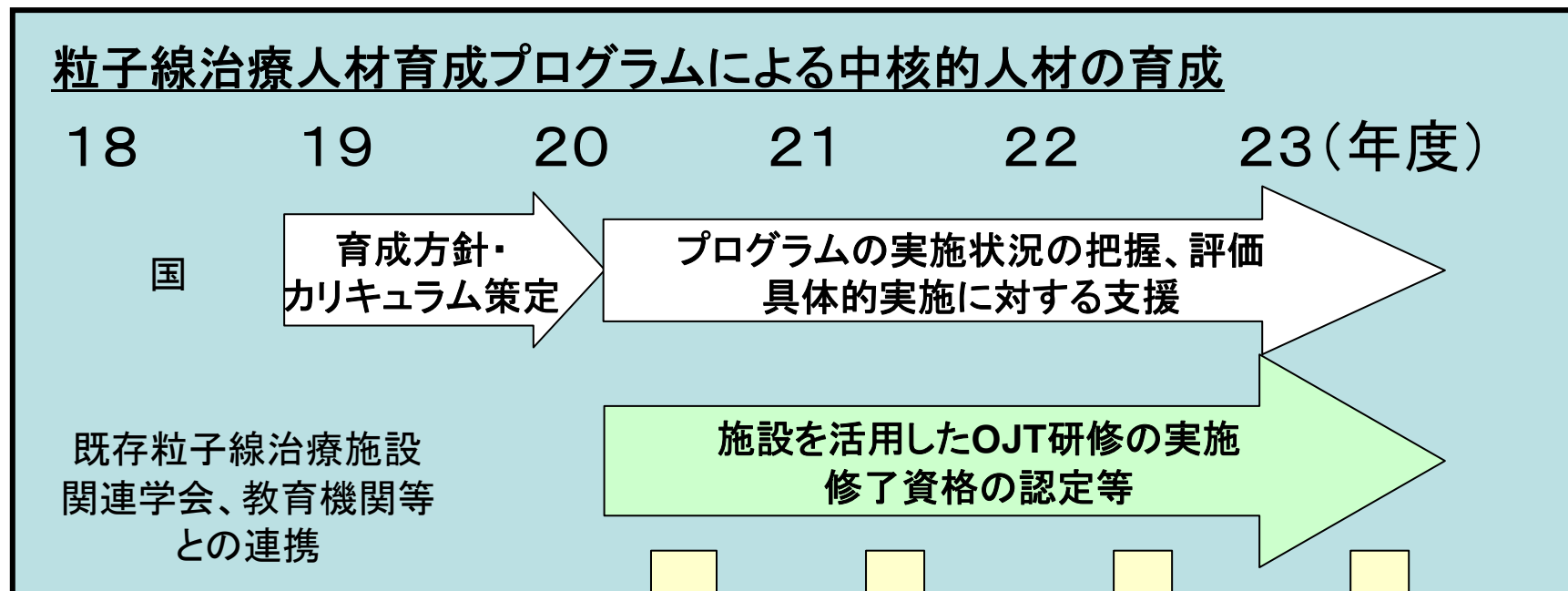
全国の粒子線治療施設とオールジャパンによる育成計画

- 62 -

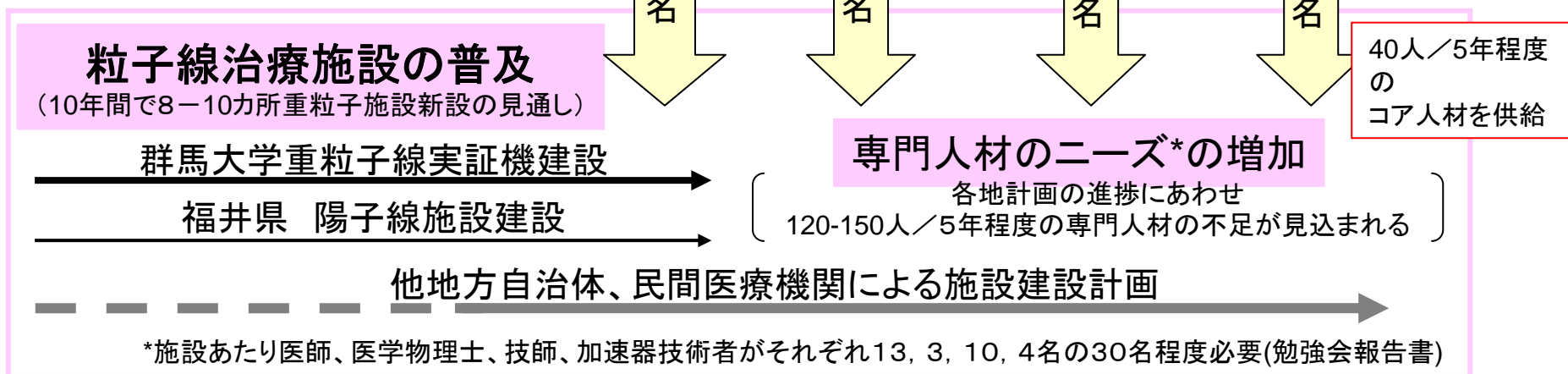


既存の国内6施設を主体とした
育成連合体
実用的育成には、実際の臨床の場が不可欠。放射線医学総合研究所、国立がんセンター東病院、地方自治体の中核的がん治療施設、筑波大学等の、十分な人材育成能力を持つ既存施設を活用する必要がある。

粒子線治療人材育成のロードマップ



—63—



(参考)がん対策基本法:「国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。」及び「革新的な治療に関する方法の開発...、その成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。」

参考：国内における主な粒子線治療施設導入計画・構想

